

## 12月3日から12月9日は障害者週間です。

長崎県では、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指して障害者施策を総合的に推進しています。

### 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり

長崎県では「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を平成26年4月から施行しています。

条例では、障害を理由として障害のない人と異なる取扱い【不均等待遇】を禁止するとともに、障害のある人の求めに応じて、支障となっている現状の変更【合理的配慮】を行うことを過度な負担とならない範囲で義務としています。

#### 【不均等待遇の例】



#### 【合理的配慮の例】



「障害を理由にした差別?」と思ったり、自分の行為が差別に当たるのかなど、ひとりで悩まずご相談ください。

#### 【障害を理由とした差別に関する相談窓口】

長崎県福祉保健部障害福祉課 ☎895-2450 FAX 823-5082

平和な長崎県づくり条例 [で検索](#)

年金  
だより

## 年金受給者の皆さまへ 「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」 が送付されます!

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354 健康保険課年金係 ☎801-5821

#### 老齢・退職を支給事由とする年金を受けている方

所得税法の「雑所得」として課税対象となるため、日本年金機構より1月中旬から順次「源泉徴収票」が送付されます。

#### 障害年金や遺族年金を受けている方

所得税法の課税対象となっていない(非課税)ため、源泉徴収票は送付されません。

「源泉徴収票」は所得税の確定申告の際の添付書類などとして必要となりますので、大切に保管してください。

※再交付は、1月中旬から「ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)」で受け付けています。その際は、再交付申請をするご本人の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所をお伝えください。2週間程度で、ご本人の住所へ送付されます。お急ぎの方は、長崎北年金事務所へご相談ください。



消費者  
注意報

# 特定商取引法上のクーリング・オフ制度

特定商取引法上のクーリング・オフ制度とは、対象となる取引において、消費者が購入の申込みや契約をした後に、一定の条件が整っていれば、特別な理由がなくても違約金、その他一切の経済的負担もなく、一方的に申込みの撤回または契約の解除ができる制度です。

## ●特定商取引法上の各取引におけるクーリング・オフ期間

取引形態	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供契約 (エステ・外国語教室・家庭教師派遣・学習塾・パソコン教室・結婚情報提供サービス)	8日間
連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)	20日間
業務提供誘因販売取引(いわゆる内職・モニター商法)	20日間
訪問購入(訪問買取)	8日間

※【注意】通信販売には、クーリング・オフはありません。  
(通信販売は、消費者が通信手段(スマホ、パソコン、郵便等)で商品を申し込む販売方法)

## ●クーリング・オフ通知の記載例

(表面)	(裏面)
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>□□□ - □□□□</p> <p style="text-align: right;">〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 代表者 様</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日  商品名 〇〇〇〇  契約金額 〇〇〇〇円  販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所  担当者 〇〇〇〇氏  上記契約については、解除します。  <b>(既払金がある場合)</b>  既払い金〇〇〇〇円については早急に返金してください。</p> <p>令和〇年〇月〇日  〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇郷〇〇番地  氏名 〇〇〇〇</p>

※クレジット契約をしている場合には、クレジット会社名を入れ、クレジット会社と販売会社に送付する。  
※郵送前にハガキの表と裏をコピーして保管し、郵便窓口で「簡易書留」で送付する。  
困ったときは消費生活センター又は長与町役場相談窓口へご相談ください。  
長崎県消費生活センター (☎824-0999) 長与町消費生活相談窓口 (☎883-1111)  
※長与町ホームページでも消費生活に関する情報をお知らせしています。  
町ホームページ→相談窓口→消費生活相談